

建設水道課

5 大木建第 16 号
令和 5 年 4 月 13 日

区長各位

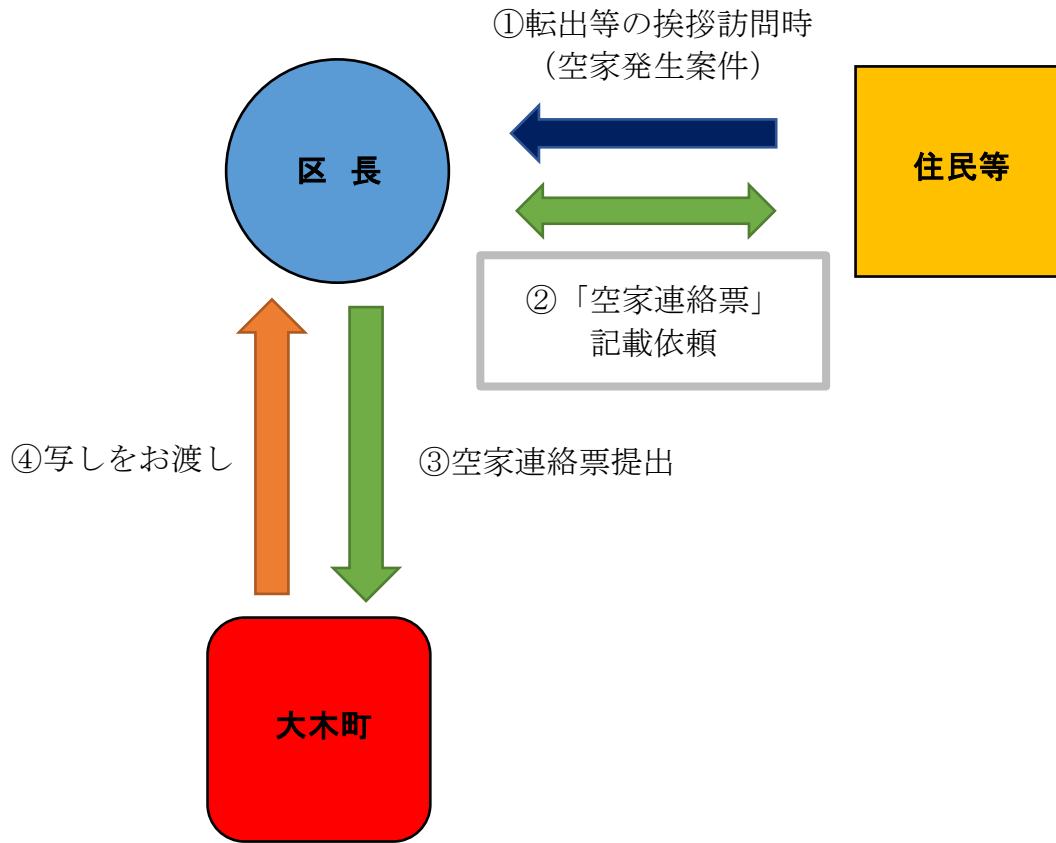
大木町長 広松 栄治

空家連絡票の提出について

このことについて、空家の適正な管理の指導を行うため、別紙のとおり御理解、御協力をお願いします。

(問合せ先) 建設水道課
庶務水道グループ
電話32-1064 (直通)

空家連絡票の流れ



(空家の適正管理や相談会などの連絡先として利用)

① 転出等の挨拶訪問 (世帯全員の転出、1人暮らしの方が亡くなったときなど)



② 空家連絡票の記載を依頼



③ 空家連絡票の提出 (建設水道課)



④ 写しをお渡し (区長)

空家に関する情報を「町と地元で共有」

空家連絡票

年 月 日

地区名	〇〇
空家所在地	大木町大字△△1234

連絡者

ふりがな 氏名	おおき まるまる 大木 〇〇 所有者との関係(■ ■)
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇市△△町1234
連絡先	090-0000-0000

所有者(連絡者と同じ場合は記載不要です。)

ふりがな 氏名	おおき さんかく 大木 △
住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 大木町大字△△1234

今後の管理について(該当するものに○をつけてください。)

①	賃貸を予定
2	売却を予定
3	解体を予定
4	自己管理を予定
5	未定

*この書類は、大木町役場の空家担当部署に提出します。

*記載された情報は、空家の適正管理に関する業務のみに使用させていただきます。

*空家に関するイベント、相談会等の御案内をすることがあります。